

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、Aに所在するB会社（以下「会社」という。）に雇用され、清掃員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、右耳の聞こえが悪くなり、その後、めまいも出現したため、C病院に救急搬送され、「突発性難聴」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社関係者からの脅迫・恫喝や平成○年○月○日付けでDへの異動を強要されたこと等で、ストレスにより本件傷病を発症したものであり、業務上の事由による傷病であると主張しているため、以下検討する。

(2) E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日初診、聴力検査（左91.3dB、右13.8dB）、経過より左突発性難聴と診断、発症の機序は不明、ステロイド処方にて難聴改善、MRI異常なし。」と述べており、請求人には、本件傷病の発症以前にも左耳に機序不明の突発性難聴があったことが認められる。

本件傷病について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日初診、右難聴、症状と聴力検査（オーディオ）で聴力低下を認めたことにより突発性難聴と診断、ステロイド治療を実施し、軽度、聴力の回復を認めた。」と述べている。

紹介転医先のG医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「C病院からの紹介にて、平成○年○月○日に初診、頭部MRIで両側内耳・内耳道・頭蓋内に異常所見がなく、純音聴力検査・語音聴力検査を繰り返し行い、聴性脳幹反応検査でも純音聴力検査と矛盾しない所見であり、両側性感音難聴と診断した。頭部MRIで異常所見がなく、両側性感音難聴の原因は不明である。」と述べている。

以上の医師の所見を踏まえ、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月頃、左の急性感音難聴を発症し徐々に進行、平成○年○月○日より右難聴とめまいが生じ、原因不明の両側感音難聴とめまいと診断、聴性脳幹反応検査（ABR検査）で純音聴力検査と矛盾しない結果から、機能性難聴（心因性難聴や詐聴）ではなく、頭部MRI検査で異常がないことから頭蓋内疾患も否定され、内耳あるいは蝸牛神経の器質的疾患による難聴で

あり、その障害部位及び原因については、検査で検出できるものではなく、詳細不明である。清掃作業や事務作業により内耳疾患を発症することは、医学的に説明できない。また、配置換えを指示されたことによるストレスと内耳疾患の因果関係も証明できない。医学的には業務内容と本件傷病の因果関係はないと考える。」と述べ、業務内容と本件傷病の因果関係を否定している。

(3) 以上の医学的所見を総合すると、請求人に発症した本件傷病は、内耳あるいは蝸牛神経の器質的疾患によるもので、業務内容との相当因果関係は認められないことから、本件傷病は業務上の事由によるものと認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。